

参考 1

第 2 回創業等WG 消費者庁提出資料

個人情報保護法について

平成25年 4 月11日

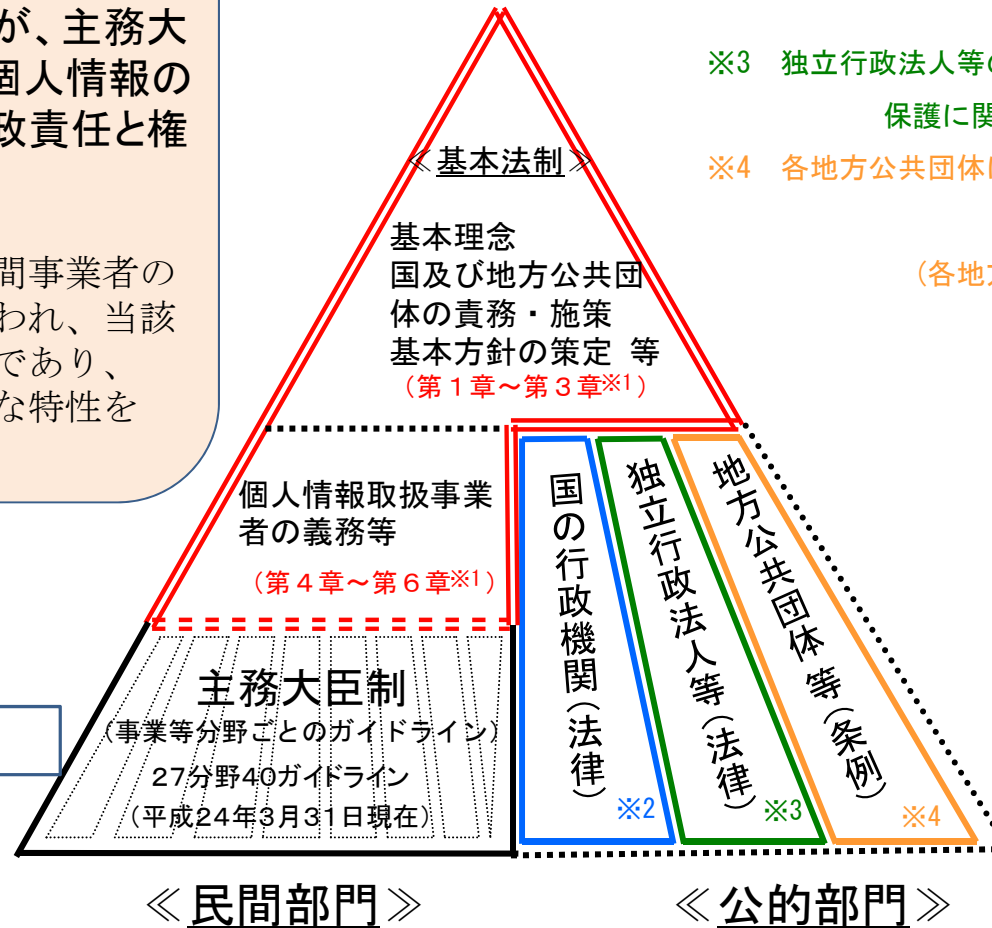
消費者庁消費者制度課

個人情報保護制度の体系

主務大臣制 (法第36条)

各事業等を所管する大臣が、主務大臣として当該事業における個人情報の適切な取扱いについて、行政責任と権限を有する。

← 個人情報の取扱いは民間事業者の事業活動の一環として行われ、当該事業活動と不可分なものであり、業種、業態に応じた様々な特性を有するため。



※1 個人情報の保護に関する法律

(消費者庁所管)

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (総務省所管)

※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (総務省所管)

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例 (各地方公共団体の条例による)

個人情報保護法(平成15年法律第57号)の目的

(個人情報保護法第1条)

目的(第1条)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、

個人情報の適正な取扱いに関し、(中略)国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、

個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的(※)とする。

※

個人情報保護法の主目的が個人の権利利益の保護にあること、これに随伴して個人情報の有用性への配慮も目的に含まれることを明確化。

これにより、同法が、一面的に個人の権利利益の保護のみを目的とするものではなく、個人情報の有用性と保護の両面の適正な利益衡量の上に立っている趣旨も明確にしている。

個人情報保護法における「個人情報」の概念

(個人情報保護法第2条第1項より)

「個人情報」とは

- ① 生存する個人に関する情報であり、
- ② 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう
（「識別性」）。
- ③ 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定個人を識別することができるものも含まれる
（「容易照合性」）。

利用目的の特定及び利用目的による制限

(個人情報保護法第15条、第16条より)

利用目的の特定(第15条)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできる限り特定しなければならない

利用目的による制限(第16条)

個人情報取扱事業者は、あらかじめ**本人の同意**を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない(※)。

ただし、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合、③公衆衛生、児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合、④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意なく、目的外の利用をすることができる。

※ 本人の同意がある場合等を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことを禁じ、個人情報がみだりに取り扱われることを制限することを通じて、本人の権利利益の侵害を未然に防止しようとする趣旨。

第三者提供の制限

(個人情報保護法第23条より)

本人の同意を得ないと第三者提供はできないが、法律上例外規定が設けられている。

